平成２８年（フ）第５９号
鳥取県米子市上福原３丁目８番１号　203号、前住所鳥取県米子市両三柳5266番地２　メゾンアンジュＢ棟201号
債務者　段塚　信也
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１４９号
広島市西区小河内町２丁目10番２―204号
債務者　木本　昌範
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０１号
広島県安芸郡熊野町萩原３丁目４番28号
債務者　進藤　健治
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２７号
広島市中区光南１丁目14番３―501号
債務者　久米　　圭
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５３号
広島市東区牛田本町４丁目５番15―301号
債務者　田口　奈穂
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
山口県下関市豊北町大字角島1617番地、前住所山口県長門市西深川3311番地１
債務者　橋本　美保
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
福岡県久留米市津福今町472番地18　ドリーム津福401号
債務者　原　　大作
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１０４号
福岡県久留米市野中町1231番地２　グレースコーポ湯の坂202号
債務者　中原　秀人
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿児島市上福元町6389番地３（アルフラットＦ103号）
債務者　西川　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目12番地５　コーポタイラ101
債務者　松田　朝吉
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０号
秋田県大仙市高関上郷字杉本29番地２
債務者　伊藤　弘美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第３７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美301番地
債務者　山田　一弘
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３９号
群馬県桐生市黒保根町上田沢1645番地
債務者　後藤みどり
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１１１号
新潟市中央区笹口３番42号　大和ビル105
債務者　中村　博一
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
三重県亀山市東御幸町45番地１　セジュール亀山106号、前住所三重県津市白塚町2693番地　ハイツグランディールＢ―208
債務者　尾川　光代
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８３号
三重県鈴鹿市大池２丁目14番22号、前住所三重県四日市市ときわ１丁目１番24号　レオパレスカンフォタブルときわ103
債務者　青木　彩夏
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
津地方裁判所破産係